

守谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(令和4年度～令和13年度)

概要版

令和4年3月
守谷市

背景及び目的

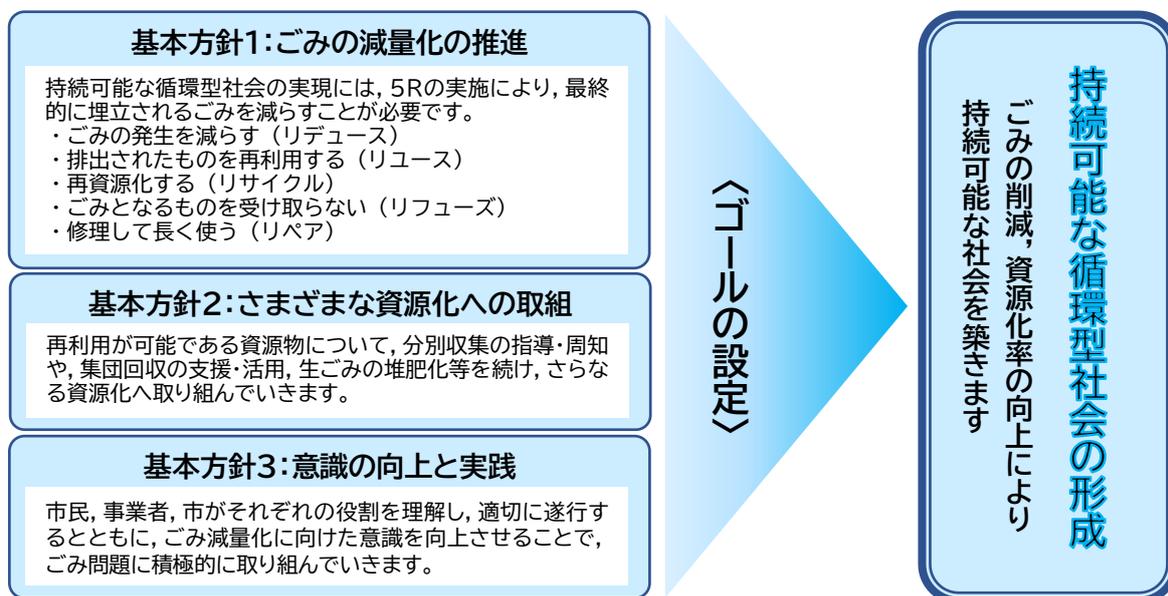
ごみ処理基本計画とは、守谷市内の家庭や事業所などから発生するごみの減量から焼却などの中間処理、焼却灰などの最終処分を含めた、ごみ処理に関する基本的な事項を定めたものです。

本市では、廃棄物の5R(リデュース(Reduce), リユース(Reuse), リサイクル(Recycle), リフューズ(Refuse), リペア(Repair))を総合的に推進し、自主性と創意工夫を活かすことにより循環型社会の形成を図ることを目的として、守谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」といいます。)を策定しました。

ゴールへの道筋(基本方針)

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標「SDGs」の達成に向け、また、「2050年までにカーボンニュートラルを目指す」といった方向性を踏まえ、温室効果ガスである二酸化炭素の排出を抑えた廃棄物処理を目指しながら、具体的な施策を実施していくことで持続可能な循環型社会の形成を図るものとします。

ゴールへの道筋として、本計画では以下の3つの基本方針を定めます。

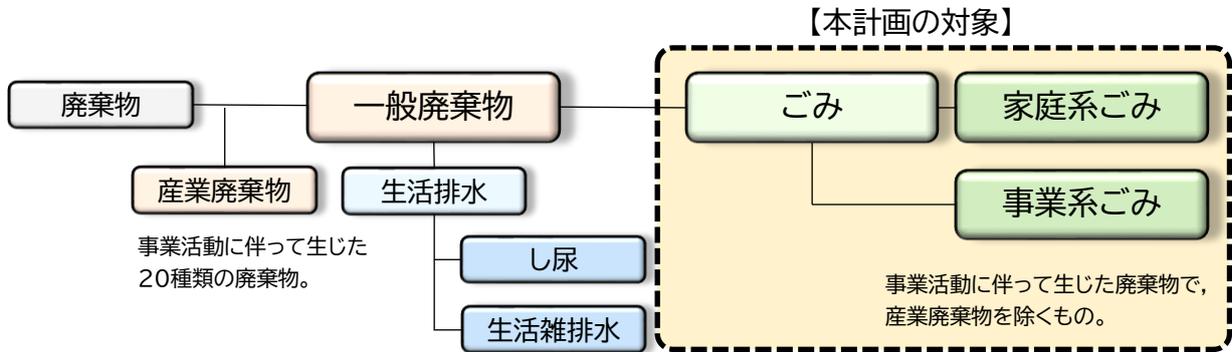


本計画に関連するSDGsのゴールを示します。 

 11 住み続けられるまちづくりを	 14 海の豊かさを守ろう
 12 つくる責任 つかう責任	 15 陸の豊かさを守ろう
 13 気候変動に具体的な対策を	 17 パートナーシップで目標を達成しよう

本計画の対象

一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に大別されます。本計画では、市内から発生する「ごみ」を対象とします。



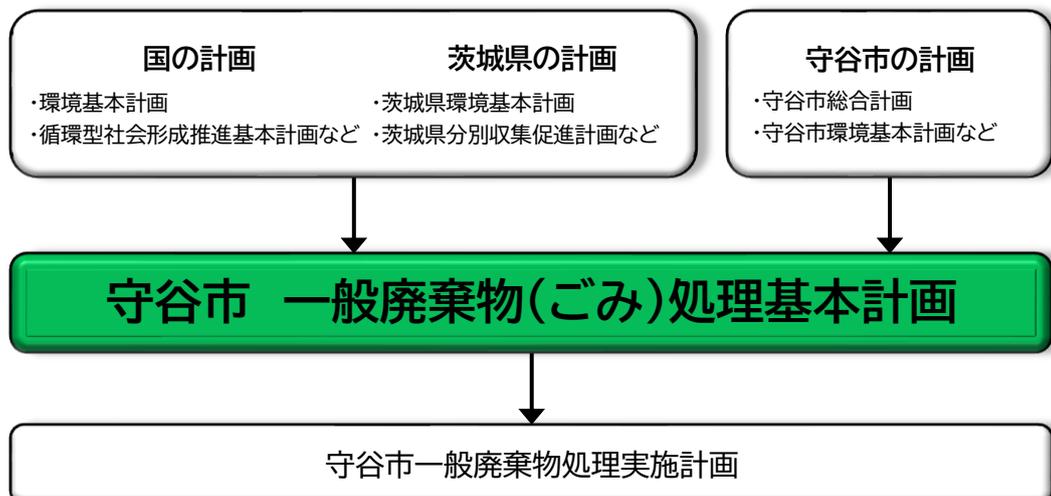
計画目標年度

本計画は令和4年度を初年度とした令和13年度までの10年間の計画で、令和8年度を中間目標年度とします。

年度	計画等
令和3年度	計画策定
令和8年度	中間目標
令和13年度	計画目標

計画の位置付け

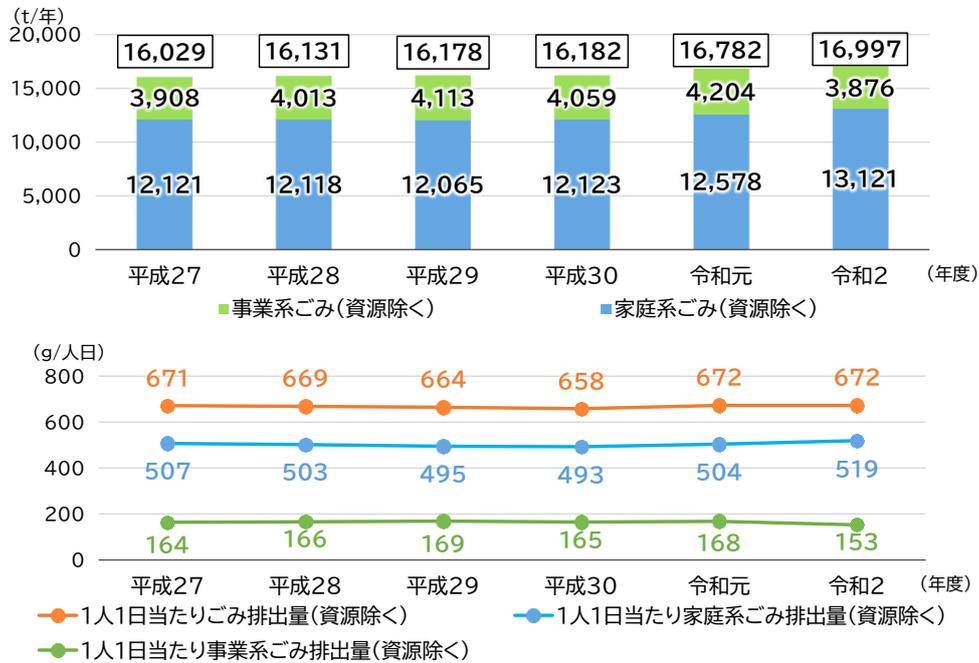
本計画は、国・県の計画、本市の諸計画などと関連するよう策定しました。



ごみ処理の現況

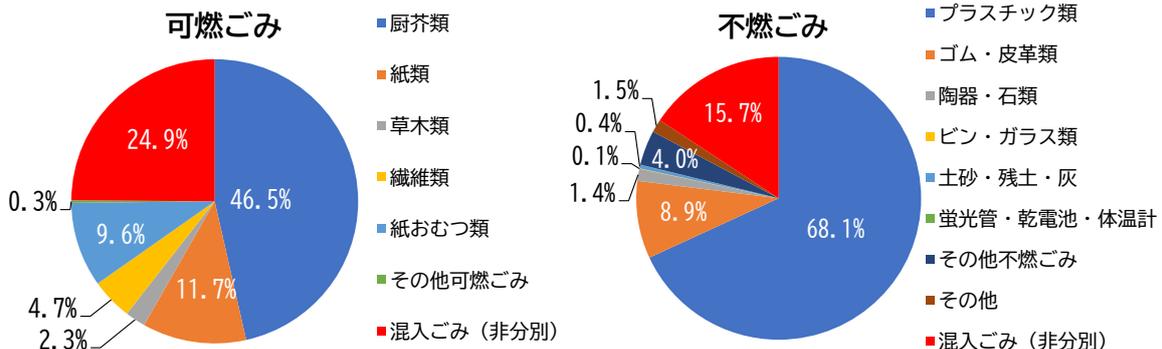
1. 排出量(資源を除く)

- 資源を除いたごみ排出量は増加傾向にあります。また、1人1日当たりの排出量は令和元年度までは減少傾向でしたが、令和元年度以降増加しています。
- 家庭系ごみは増加傾向にあり、令和2年度以降大きく増加しています。また、1人1日当たりの家庭系ごみは令和元年度までは減少傾向でしたが、令和元年度以降は増加傾向にあります。
- 事業系ごみは令和元年度以前はほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年度で大きく増加しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式の影響から、大きく減少しました。また、1人1日当たりの事業系ごみは、平成27年度から令和元年度までほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年度は大きく減少しました。



2. 分類項目ごとの重量比

- 可燃ごみ中の約25%が混入ごみで、主な混入物はリサイクル対象の紙類です。
- 不燃ごみ中の約16%が混入ごみで、主な混入物は缶・ビン・ペットボトルです。



課題

1. 排出抑制及び資源化

- 令和元年度以降、1人1日当たりごみ総排出量が増加に転じ、ごみ総排出量も大きく増加したため、引き続き市民及び事業者の自主的なごみ減量の活動を進めていくとともに、市民、事業者及び行政が連携した取組が必要です。
- 令和2年度において、資源回収量の増加により資源化率は上昇しましたが、さらなる資源化率向上を図るため、今後も分別の徹底を図り、資源化への啓発が必要です。

2. 収集・運搬

- 未分別を解消するため、分別されていないごみを収集しないなどの体制づくりについて検討が必要です。
- 高齢者の中には、ごみを集積所まで排出することや分別が困難になる方がいることから、排出困難者に配慮した体制づくりの検討が必要です。

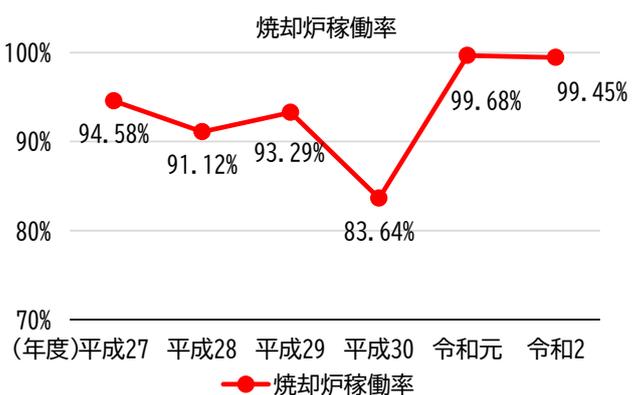
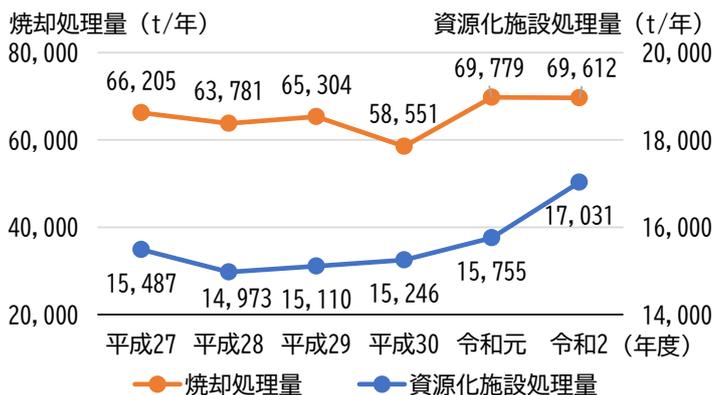


3. 中間処理・最終処分

- 焼却処理量は、令和元年度以降増加しており、焼却施設の稼働率は上限に近い状況です。
- 本市の資源物（集団回収、行政回収を含む）の資源化率は、平成30年度以降17.0%を下回っています。ごみの減量化やリサイクルは適切な分別により推進されることを周知・啓発するため、さらなる情報発信方法の検討が必要です。
- 生ごみの堆肥化施設への搬入量は増加してきましたが、近年は横ばい傾向にあります。食品リサイクル堆肥化事業を積極的にPRし、参加者を増加させることが必要です。
- 常総地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」といいます。）では最終処分場を保有せずごみ処理事業を進めていくのか、圏域内に最終処分場を計画していくのか検討が必要です。

（単位：t/年）

区分/年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
焼却処理量	66,205	63,781	65,304	58,551	69,779	69,612
稼働率（最大処理量70,000t/年）	94.58%	91.12%	93.29%	83.64%	99.68%	99.45%
可燃ごみ（前年度分、ピット残含む）	55,395	53,377	54,517	47,567	58,302	57,151
資源化施設処理施設からの残渣 （不燃ごみ、粗大ごみ、缶、ビン、プラ、ペット）	10,729	10,315	10,693	10,885	11,372	12,354
食品リサイクル堆肥化施設の残渣	81	89	94	99	105	107
資源化施設処理量	15,487	14,973	15,110	15,246	15,755	17,031



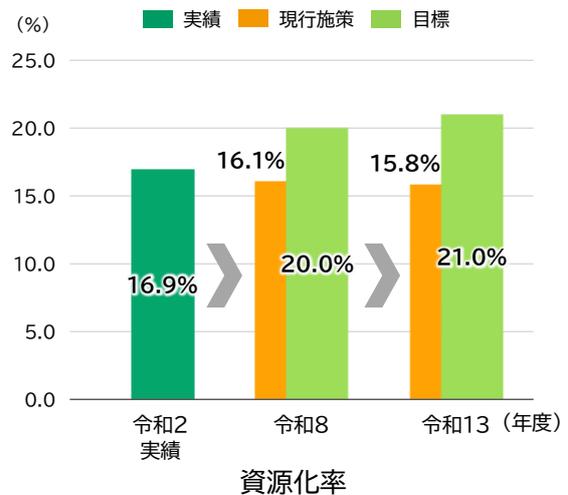
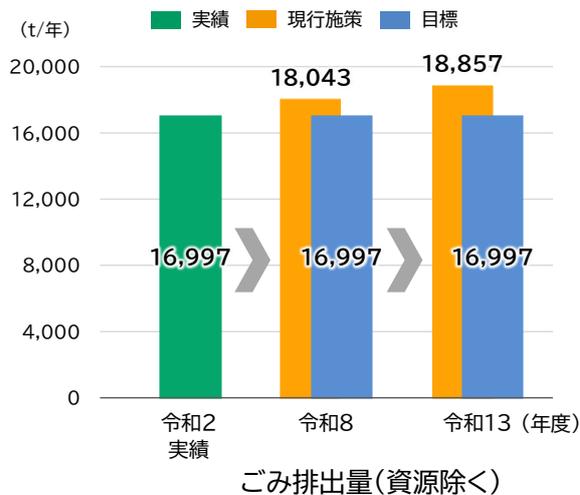
目標値の設定

本市では、今後も人口が増加する見通しである中、常総環境センターの稼働率は現時点で上限に近い状況です。本計画の目標値は、ごみ総排出量（資源除く）を増加させないように令和2年度のごみ総排出量（資源除く）を維持することとし、下表のとおり設定します。

また、資源化率は第5次茨城県廃棄物処理計画を参酌し、本市においても20%以上を目指すこととします。

本計画の目標値

項目		令和2年度 基準年度	令和8年度 中間目標	令和13年度 計画目標
ごみ排出量(資源除く)		16,997t	16,997t	16,997t
総人口		69,284人	70,235人	71,390人
補助指標	1人1日当たり ごみ排出量(資源除く)	672g/人日	663g/人日以下 (令和2年度より△1.3%)	650g/人日以下 (令和2年度より△3.3%)
	1人1日当たり 家庭系ごみ排出量(資源除く)	519g/人日	512g/人日以下 (令和2年度より△1.3%)	502g/人日以下 (令和2年度より△3.3%)
	1人1日当たり 事業系ごみ排出量	153g/人日	151g/人日以下 (令和2年度より△1.3%)	148g/人日以下 (令和2年度より△3.3%)
資源化率		16.9%	20%以上	



排出抑制・資源化及びごみの適正処理に関する事項

1. 排出抑制・資源化計画

(1) 基本方針1に関する施策

「基本方針1：ごみの減量化の推進」を実施するため、限りある資源を有効に繰り返し使用する「循環型社会の形成」を目指し、リデュース、リユース、リサイクルの「3R」に、リフューズ、リペアを加えた「5R」への取組に多くの市民・事業者が参加するよう、ごみの資源化や再利用を促進することで、ごみの減量化に取り組めます。



施策	主な内容	対象
①ごみ減量化のPR	ごみ分別の手引きの配布のほか、広報紙やホームページによる最新情報の発信など、情報提供を積極的に実施します。	市民・事業者
②イベントの実施	イベントなどにおいて、生ごみ減量キャンペーンやポイ捨て等防止キャンペーンを実施します。	市民
③リユース事業の調査	不要になった服、本、食器、雑貨等のリユース事業、リサイクル事業を調査し、その活用について市民に周知します。	市民
④環境学習会の実施	環境やリサイクルをテーマとした市民向け、事業者向けの出前講座や小中学校において環境教育を実施します。	市民・事業者
⑤保管排出管理の徹底	「守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、一般廃棄物保管場所の設置及び管理を徹底します。	事業者
⑥リサイクル伝言板の活用	本市が設置している「リサイクル伝言板 あげます ください」を活用し、リサイクルを推進します。	市民
⑦リサイクルショップ等の活用	リサイクルショップ等の活用や短期間・一時的に使用するものについては、レンタルショップの活用等を周知します。	市民・事業者
⑧エコショップ登録制度の実施	事業所へのごみ減量化指導及びリサイクル推進店(エコショップ)登録制度を実施します。	市民・事業者
⑨イベントごみの排出抑制	イベント等におけるごみを減らすため、ホームページ等で排出抑制に向けた取組を周知します。	市民・事業者
⑩フードドライブの検討	フードドライブ*活動について周知を行います。 *家庭などで余った食品を集めて、福祉施設等へ無料で提供する社会福祉活動のこと。	市民・事業者
⑪食品ロスの削減	食品ロスの削減のため、無駄のない買い方、上手な収納、エコレシビ、食品ロスダイアリーなど、ホームページ等で紹介します。	市民
⑫3010運動の推進	食べられるのに捨てられている食べ物を減らすため、会食・宴会等では3010運動を実践します。	市民・事業者
⑬いばらき食べきり協力店の紹介	食品ロスを削減するため、県で募集している「いばらき食べきり協力店」について、ホームページ等で紹介します。	事業者
⑭環境に優しい事業活動の推進	書類の電子化によるペーパーレス化、グリーン調達による商品設計等推進するよう呼びかけを行い、梱包材の減量化、簡易包装を目指し、ごみとなるものの発生を抑制するよう呼びかけを行います。	市民・事業者
⑮環境ポスターの募集	小学校等に対し環境ポスターを募集し、展示を行います。	市民

(2) 基本方針2に関する施策

「基本方針2:さまざまな資源化への取組」として、分別を重点的に推進します。



施策	主な内容	対象
①分別方法やリサイクル情報の周知	ごみの分別方法が分かる動画を活用した周知について検討します。また、適切な分別方法を検索できるごみ分別アプリなどの活用を検討します。	市民
②資源物集団回収報奨金	資源物集団回収報奨金制度(登録団体に対し1kgにつき5円)を継続して実施します。	市民
③紙おむつのリサイクル事業	国の指針に基づき、紙おむつのリサイクルの推進を検討します。	市民・事業者
④小型家電製品回収事業	使用済み小型家電製品回収事業を継続して実施します。	市民・事業者
⑤カートリッジ回収事業	インクジェットプリンターの使用済みカートリッジ回収事業を継続して実施します。	市民・事業者

施策	主な内容	対象
⑥廃棄物減量等推進員による指導	廃棄物減量等推進員によるごみの分別と減量等の指導を継続して実施します。	市民
⑦牛乳パック回収事業	牛乳パック回収箱を継続して設置し、回収の効率化を図ります。	市民・事業者
⑧二次電池の回収事業	充電して繰り返し使える二次電池の回収事業を継続して実施します。	市民・事業者
⑨食品リサイクル堆肥化事業	組合が実施している食品リサイクル(生ごみ)堆肥化事業により、食品に係るリサイクルを推進します。	市民
⑩コピー用紙の再利用	市庁舎内及び公共施設において、片面使用済みコピー用紙の再利用を継続して実施します。	市
⑪グリーン製品購入	再生品等需要開発を促進するため、グリーン製品の購入を推進します。	市民・事業者・市
⑫資源物の分別回収	資源物の分別回収の徹底を継続して周知します。また、資源物を適切に分別する啓発動画を活用した周知について検討します。	市民・事業者・市
⑬学校給食の生ごみ堆肥化	学校給食の生ごみの堆肥化を継続して実施します。	市
⑭シュレッダーごみの回収	市内小中学校のシュレッダーごみの回収を継続して実施します。	市
⑮資源物抜き取り防止パトロールの実施	資源物の回収日に、抜き取り防止のパトロールを実施します。	その他

(3) 基本方針3に関する施策

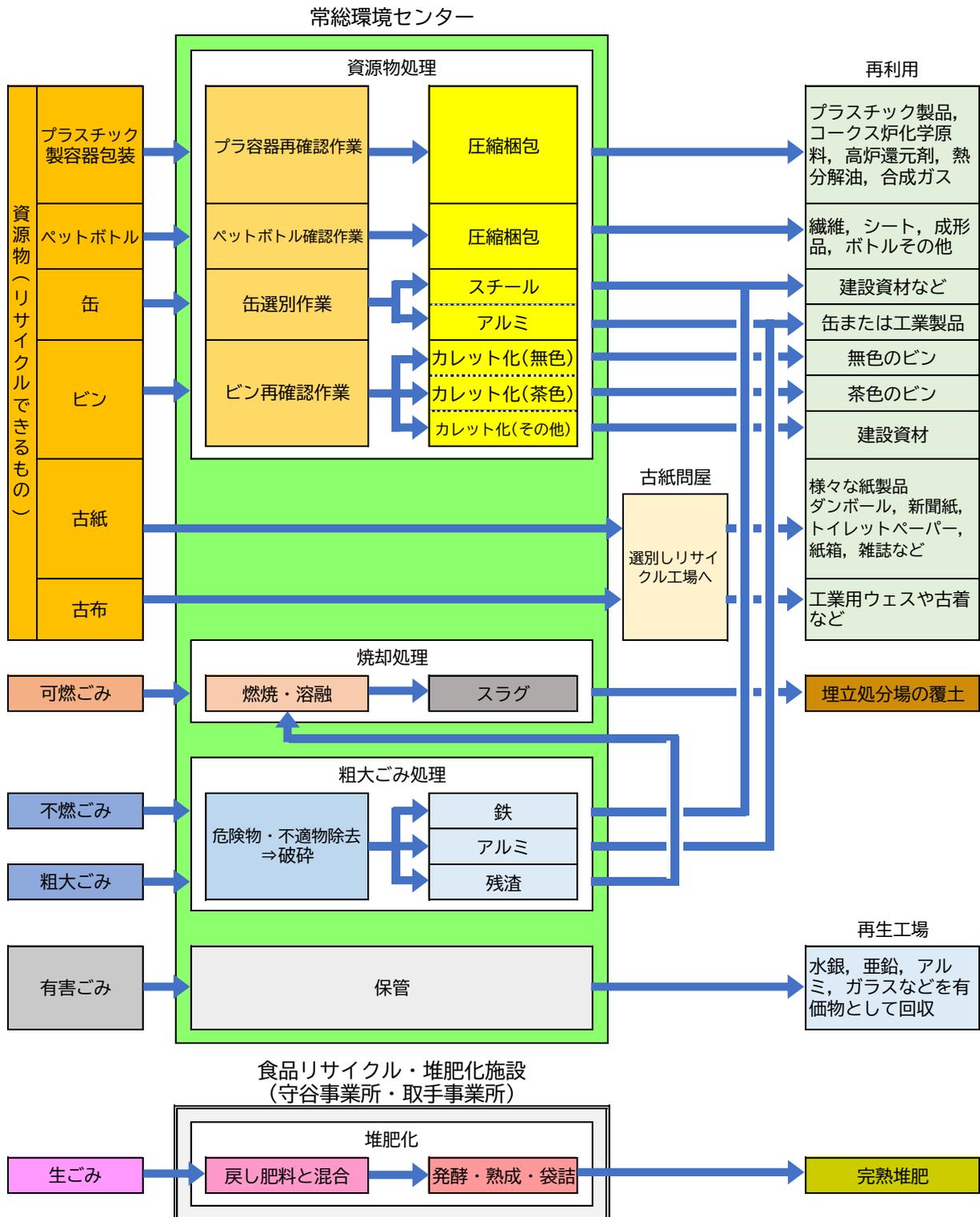
「基本方針3:意識の向上と実践」として、市民・事業者・市がそれぞれの役割を理解し、ごみ問題に積極的に取り組みます。市民・事業者・市の役割を示します。



	主な役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみとなる物、ごみになりやすい物を買わない、持ち込まない。 ●長く使える物を選ぶ。 ●マイバックを持参して、レジ袋を購入しないようにする。 ●過剰包装を断る。 ●レストラン等では、食べ残しが発生しないように注文する。 ●生ごみの水分を減らす。 <p style="text-align: right;">など</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみとなる物、ごみとなりやすい物を用いない、作らない、売らない。 ●商品の製造・販売における過剰包装の抑制に努める。 ●リターナブルビンの使用等により、容器包装廃棄物の発生の抑制に努める。 ●製品を修理する体制を整える。 ●消費者から不要品の引き取りを行い、有効利用や資源化を図る。 ●やむを得ずごみとして排出する場合、排出者責任によるごみ処理を行う。 <p style="text-align: right;">など</p>
市	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの排出方法や収集方法、処理方法についての基本的なルールづくりを行う。 ●市民や事業者に対して、ごみの減量化・再生利用、ごみの分別に関する適切な啓発や情報提供を行い、ごみに関する共通認識づくりを進める。 ●一般廃棄物を多量に排出する事業者に対して、減量化の協力を依頼する。 ●リターナブル容器の利用促進が図れるよう、普及啓発に努める。 ●効率的かつ安定的なごみ収集・処理を行うため業者の指導に努める。 ●再生品や環境配慮製品を優先して利用する。また、これらの製品の普及・促進を行う。 ●ごみ集積所の管理者に対し、ごみの出し方と分別等の指導を行う。 <p style="text-align: right;">など</p>

2. 処理フロー

常総環境センターに搬入されたごみは、下図のように処理されます。



収集・運搬計画及び処理・処分計画

1. 収集・運搬計画



- 分別排出されたごみは、迅速かつ衛生的に収集運搬し、資源化及び適正な処理・処分を実施します。また、ごみ集積所の適正な維持管理と排出マナーを守るよう継続して周知します。

2. 中間処理・最終処分計画



- 常総環境センターでのスラグのさらなる有効利用を検討するよう働きかけます。
- 生ごみについては、堆肥化事業の有効性を市民に周知し、参加していただけるよう努めます。
- 最終処分については、今後も最終処分場を保有せずにごみ処理事業を進めていくのか、あるいは最終処分場の設置を計画していくのか、組合及び構成市において検討するよう働きかけていきます。

その他の施策

1. 海洋プラスチックごみ対策



- 身近にあるプラスチック製品の適切な管理や廃棄、プラスチックごみの減量について広報紙やホームページ等を活用して周知を行い、海洋プラスチック問題の解消に寄与するよう取り組みます。

2. 廃棄物減量等推進員



- 毎年各町内会・自治会から選出される廃棄物減量等推進員を中心として、毎年7～9月にかけて、集積所での「立哨（一定の場所に立って警戒・監視の任に当たること）」を行います。

3. 不法投棄対策



- 草刈り・定期的な見回り・囲いや柵などの設置等について、土地の所有者が適切に管理をするよう周知するとともに、県や警察と連携し、不法投棄防止パトロールの実施や市民の協力を得ながら監視体制の強化を図ります。

4. 災害廃棄物に関する対策



- 災害時における廃棄物の処理については、発生した災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため「守谷市災害廃棄物処理計画」に基づき、適切な処理に取り組みます。

5. 感染症の流行時の対応

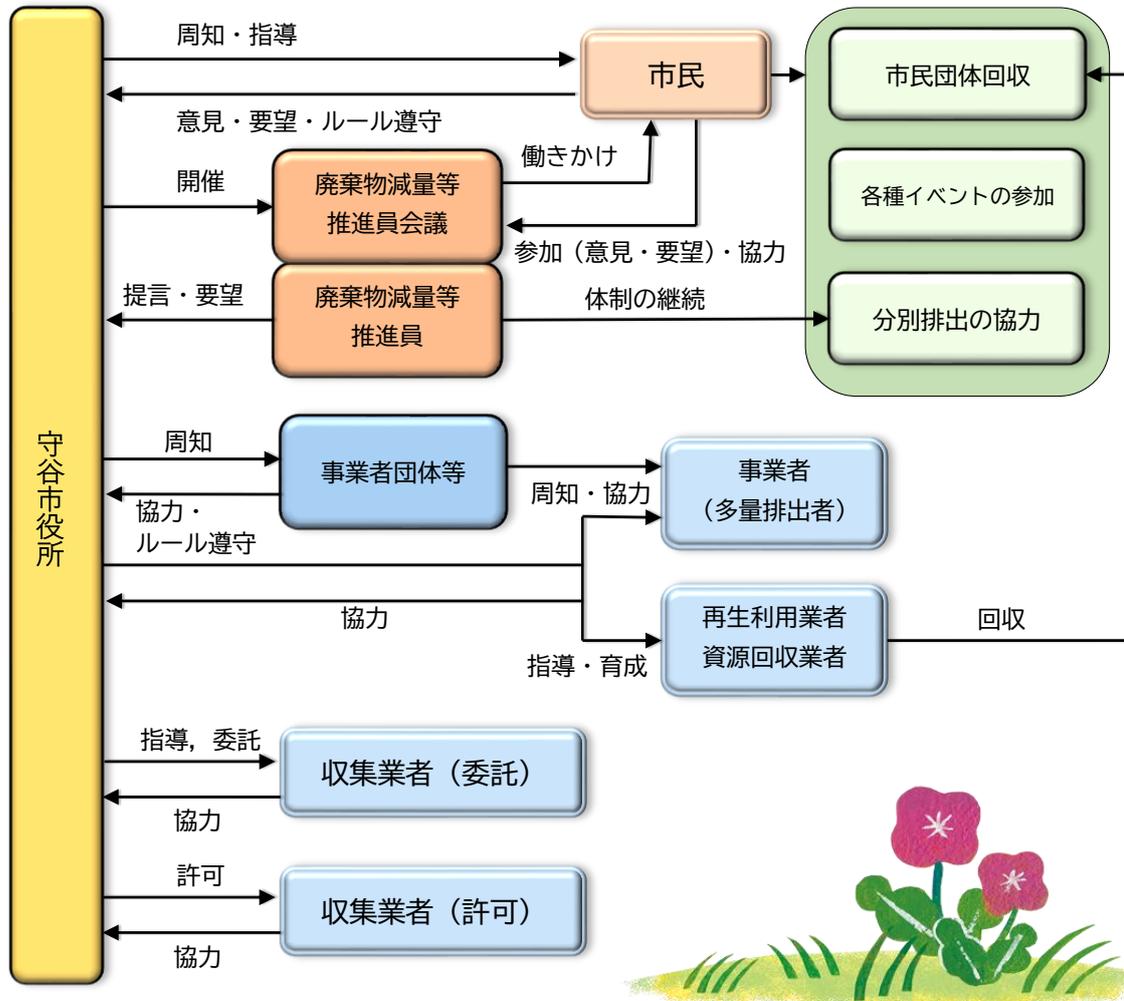


- ごみの排出時において新型コロナウイルス等の感染症対策を行うよう周知します。また、安定的な処理を継続するため、収集・処理業者に対して感染防止対策をしっかりと行ったうえで収集し、適切な処理処分に努めるよう指導します。

進行管理

1. 施策推進体制の整備

- 計画の進行に当たっては、行政と事業者、市民等が一体となり、それぞれの役割のもとに事業を進めていくこととします。



2. 組合との連携

- 円滑に計画が進行できるように、組合及び構成市との情報交換や連携を密にし、事業の展開に努めます。

問い合わせ先：守谷市 生活経済部 生活環境課
〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の1
TEL 0297-45-1111 (代表)
ホームページ <https://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

本概要版は再生紙を使用しています。